

柏原市保育所設置認可等審議会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、柏原市保育所設置認可等審議会規則（平成 27 年柏原市規則第 22 号）第 8 条の規定により柏原市保育所設置認可等審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（審議会の開催）

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、市長から諮問があった場合その他会長が必要と認めた場合に開催するものとする。

（審議会の公開）

第 3 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議において、柏原市情報公開条例（平成 12 年柏原市条例第 23 号。）第 5 条各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項を含む審議を行う場合を除く。

2 会議を非公開とする場合は、その理由を公表するものとする。

（会議録及び会議資料の公表）

第 4 条 会議の会議録及び資料は、原則として公表するものとする。ただし、不開示情報を含むものを除く。

（守秘義務）

第 5 条 審議会の委員は、審議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 日から施行する。